

農地を守る直接支払事業費交付金等交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、農地を守る直接支払事業費交付金等（以下「本交付金等」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本交付金等は、自然的・経済的・社会的条件が不利なため、耕作放棄地の増加等により水源のかん養や土砂流出防止などの多面的機能の低下が懸念されている中山間地域等において、生産条件の不利性を補正し、農業生産の維持と多面的機能の確保を図ることを目的として交付する。

(交付金等の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、市町村又は農業者等（農業者、地方公共団体が出資する法人、特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に定めるものをいう。）、農業協同組合、生産組織等をいう。以下同じ。）が中山間地域等直接支払交付金等交付要綱（平成12年4月1日付12構改B第392号農林水産事務次官依命通知）、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付12構改B第38号農林水産事務次官依命通知。以下「交付金要領」という。）、日本型直接支払推進交付金交付要綱（平成28年4月1日付27農振第2222号農林水産事務次官依命通知）及び日本型直接支払推進交付金実施要綱（平成28年4月1日付27農振第2218号農林水産事務次官依命通知）、農山漁村振興交付金交付要綱（平成28年4月1日付27農振第2327号農林水産事務次官依命通知）、農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付2農振第3695号農林水産事務次官依命通知）、農山漁村振興交付金実施要綱（平成28年4月1日付27農振第2325号農林水産事務次官依命通知）、農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領（令和2年4月1日付元農振第2670号農林水産省農村振興局長通知）に基づいて行う別表1の第1欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）について、次に掲げる市町村に対し、予算の範囲内で本交付金等を交付する。

(1) 別表1の第1欄に掲げる直接支払交付金交付事業（以下「交付事業」という。）を行う農業者等（以下「交付事業者」という。）に対し、直接支払交付金（以下「交付金」という。）を交付する市町村。

(2) 別表1の第1欄に掲げる市町村推進事業（以下「推進事業」という。）を行う市町村。

2 本交付金等の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 交付事業にあつては、別表2の第3欄に定める交付単価（交付金要領第6の3の(2)のイの(ア)から(イ)までに規定する加算措置に該当する場合は、それぞれ第4欄から第6欄までに定める交付単価を加算する。）に、同表の第1欄及び第2欄の基準ごとの当該交付事業対象面積を乗じて得た額（以下「交付対象経費」という。）に、別表1の第3欄に定める率を乗じて得た額（以下「県交付金」という。）以下とする。ただし、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知）第9の1の(4)のイからエまで及び2の(4)(5)の場合は、同イからエまで及び2の(4)(5)と同様の措置をとることとし、この場合には、当該年度以降の交付額について、当該返還相当額を減額し、交付することができるものとする。

(2) 推進事業にあつては、別表1の第2欄に定める経費（以下「交付対象経費」という。）の範囲内において、知事が別に定める額とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本交付金等の交付申請は、知事が別に定める日までに行われなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本交付金等の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、その財源に充当する国の交付金等の交付を知事が申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として、30日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

2 本交付金等の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

(間接交付)

第6条 本交付金等の交付決定を受けた市町村長は、交付金の交付にあたり、当該交付金の交付を受ける交付事業者に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条(第4項を除く。)、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	交付事業者
	補助事業等	交付事業
	知事	市町村長
	様式第2号による	市町村長が定める
	対象事業	交付事業
	様式第3号による	市町村長が定める
補助金等及び間接県費補助金等	交付金	

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表1の第4欄に掲げるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「その財源に充当する国の交付金等の交付を知事が申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数」とあるのは、その変更等について中国四国農政局長の承認を知事が申請してから当該承認を受けるまでの日数」と読み替えるものとする。

(交付事業の変更等の承認)

第8条 市町村長は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、交付事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 市町村長は、第1項に規定する条件に基づき、規則12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、別表1の第4欄に掲げる変更並びに交付事業の中止及び廃止を定めてはならない。

(指示等の報告)

第9条 市町村長は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、交付事業者に対して指示をし、又は交付事業者からの報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(遂行状況報告の時期等)

第10条 市町村長は、本交付金等の交付決定のあった年度の12月31日現在において様式3号により遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月15日までに知事に報告しなければ

ばならない。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合(第3号に掲げる場合を除く。)にあつては、対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から10日を経過する日と、交付金等の交付決定のあった年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日。

(2) 規則第17条第1項第3号の場合(次号に掲げる場合を除く。)にあつては、対象事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月15日。

(3) 本交付金等の全額が概算払により交付された場合(対象事業が中止され、又は廃止された場合を除く。)にあつては、交付決定のあった年度の翌年度の4月20日。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

(額の再確定)

第12条 市町村長は、規則第18条第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、交付事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があつたこと等により交付事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を規則第18条第1項に準じて提出するものとする。

2 知事は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、規則第18条第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

(交付金の支払)

第13条 市町村長は、交付事業に係る県交付金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の交付金を、遅滞なく交付事業者を支払わなければならない。

(提出書類の部数等)

第14条 規則及びこの要綱の規定により市町村長が知事に提出する書類は、所轄の地方事務所(東部農林事務所、中部総合事務所、西部総合事務所という。)を経由して提出しなければならない。

(雑 則)

第15条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本交付金等の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年1月11日から施行し、平成12年度から平成21年度までの交付事業及び補助事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成15年8月19日から施行し、平成15年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月23日から施行し、平成16年度の交付事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月28日から施行し、平成17年度から平成21年度までの交付事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成17年12月15日から施行し、平成17年度から平成21年度までの交付事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成19年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月27日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年5月28日から施行し、平成21年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年6月4日から施行し、平成22年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年6月7日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度事業から適用する。

別表1（第3条、第7条、第8条関係）

1 対象事業	2 交付対象経費	3 交付率	4 重要な変更
直接支払 交付金交付 事業	交付金要領第6の規定に 基づき、市町村が集落協定 及び個別協定に基づき、5 年間以上継続して農業生産 活動等を行う農業者等に対 し、交付金を交付するの に要する経費	4分の3 ただし、知事 特認基準に係る 県交付金の交付 については3分 の2	別表2の第1欄に掲げる 地目別の交付事業の対象面 積の2割以上の増減
市町村推進 事業	推進要領第3の2の規定に 基づき、市町村が行う次に掲 げる事業に要する経費 (1) 中山間地域等直接支払交 付金に係る推進事業に要す る経費 ア 推進事務に要する経費 イ 確認事務に要する経費 ウ 交付事務に要する経費 (2) 中山間地農業ルネッサ ンス推進事業に要する経費	知事が別に定め る額	第2欄に掲げる(1)、(2) の事業内容の追加または削 除

別表2（第3条関係）
【地目及び区分別交付単価（上限）】

（単位：円／10アール）

1 地 目	2 区 分	3 交 付 単 価	4 超急傾斜 農地保全 管理加算 交付単価	5 集落協定広 域化加算交 付単価	6 集落機能強 化加算交付 単価	7 生産性向 上加算交 付単価
田	傾斜度1/20 以上	21,000	6,000	3,000	3,000	3,000
	傾斜度1/100 以上1/20未満	8,000				
	自然条件に より小区画・ 不整形					
	高齢化率・耕 作放棄率とも に高					
畑	傾斜度15度 以上	11,500	6,000	3,000	3,000	3,000
	傾斜度8度 以上15度未満	3,500				
	高齢化率・耕 作放棄率とも に高					
草地	傾斜度15度 以上	10,500	—	3,000	3,000	3,000
	傾斜度8度以 上15度未満	3,000				
	高齢化率・耕 作放棄率とも に高					
採 草 放 牧 地	傾斜度15度 以上	1,000	—	3,000	3,000	3,000

- 注) 1 第2欄の「自然条件により小区画・不整形」とは、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知）第3の4に規定するものである。
- 2 第2欄の「高齢化率・耕作放棄率ともに高」とは、交付金要領第4の2の（4）のイに規定するものである。
- 3 第3欄の交付単価は、集落協定にあつては、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項を実施しない場合、交付金要領第6の2の（2）のイ

の自作地を対象としている個別協定にあつては、農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項を実施しない場合には、0.8を乗じた額とするとともに、第5～7欄までに掲げる加算措置は適用しないものとする。

- 4 第5～7欄までに掲げる加算に係る1協定当たりの加算額は、200万円／年を上限とする。
- 5 第4欄の超急傾斜農地保全管理加算措置に係る農地は、農村振興局長が別に定める農地の保全等の取組を行う場合に加算される。
- 6 同一農用地を対象として複数の加算の交付を受ける協定については、加算を適用する順序を決定するとともに、同一農用地に最初に適用される加算以外の加算について、1,000円を減じた額とする。